**平成２２年（フ）第１５９号**
岡山県総社市駅前１丁目８番61号
債務者　廣畑勇次郎
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１６４号**
岡山県倉敷市新田2823番地４
債務者　山﨑スミヱ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２８号**
北海道紋別郡遠軽町大通北７丁目３番地131
債務者　横田利志榮
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２１年（フ）第７８号**
山形県酒田市下青沢字日潟192番地
債務者　遠田　勝恵
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第１９号**
山形県酒田市大宮町４丁目１番18号アリーナ大宮Ａ６号、前住所山形県東田川郡庄内町松陽３丁目２番地３
債務者　菅原　政志
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第２６号**
山形県酒田市山寺字宅地161番地、前住所茨城県結城市大字結城9147番地12
債務者　日下部大喜
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第１７９号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4695番地９、旧住所埼玉県越谷市相模町２丁目85番地１
債務者　河鰭　敏雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第２２８号**
千葉県市川市大和田３丁目13番17号南ハイツ15号室、住民票上の住所千葉県市川市新田２丁目18番５号　コーポ和光101号
債務者　羽鳥　義治
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第２３４号**
千葉市若葉区小倉台４丁目３番12棟407号
債務者　西澤　　徹
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第２６１号**
千葉市花見川区幕張町４丁目544番地14　幕張４丁目団地２棟201号
債務者　小川　和美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第２６２号**
千葉市花見川区幕張町４丁目544番地14　幕張４丁目団地２棟201号
債務者　小川由起子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第２９４号**
千葉県市川市平田３丁目７番18―305号　アメニティー宮崎
債務者　鈴木　定信
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３０２号**
千葉市花見川区花園１丁目３番18号　花園コーポ10号
債務者　白井　信明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３０７号**
千葉県市原市西五所12番地４　河野貸家２号棟
債務者　石田　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３３７号**
千葉市美浜区真砂５丁目３番２棟501号
債務者　内野　裕之
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３３８号**
千葉市美浜区真砂５丁目３番２棟501号
債務者　内野美智子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３５２号**
千葉県市原市中高根702番地４
債務者　法里　正雄
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第５８６号**
名古屋市緑区鳴海町字細根118番地の４　リビエール東陵105号
債務者　宮城くみ子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部